

防衛大学校の「教育」と人権侵害の実態

佐藤博文

弁護士／自衛官の人権弁護団・北海道／
防大人権裁判(福岡)弁護士団

佐藤博文(さとう ひろふみ)

1988年弁護士(40期)、札幌弁護士会所属。自衛隊イラク派兵差止訴訟、南スーダン派兵差止訴訟、女性自衛官セクハラ訴訟等の自衛隊裁判を多く手掛ける。その他、住民訴訟、行政訴訟、労働事件等を多数担当。

一 防衛大学校とは

(1) 士官学校である

防衛大学校(以下「防大」という)は、防衛省の教育・訓練施設であり、幹部自衛官を養成する諸外国軍隊の「士官学校」に相当するものである。最近では「世界一の士官学校を目指して」と公言してはばからない。

卒業生の進路は、幹部候補生学校となる(いわゆる「任官」)。幹部候補生学校の教育期間は約一年で、一般大学卒業生も入ってくる。しかし、防大生は、すでに自衛官としての基礎的な教育訓練を受けているので、四年間分の「メシ」があることになる。

防大は、一九五二年の保安大学校に始まり、一九五四年の自衛隊創設に伴い改名したもので、保安隊から自衛隊へと戦後日本の再軍備に符合している。

防大生は国家公務員となり、授業料は免除、

衣食住が国費でまかなわれ、さらに学生手当月額約一〇万三〇〇〇円、賞与年額約三三万四円が支給される。もとより、職務専念義務が課される。

(2) 大学ではない

防大は、もともと税務大学校や自治大学校などと同一各省庁の教育訓練施設である。文科省が管轄する学術研究および教育の最高機関として、学校教育法に基づいて設置される「大学」ではない。

従って、学生は他大学へ転入学・編入学できず、学位も独立行政法人大学評価・学位授与機構に申請して授与され、一九九二年(三六期卒業生)に「学士」「修士」が授与されるようになったにすぎない。

卒業生の進路は幹部候補生学校のみで、他の進路はなく、任官を拒否した学生は、卒業式に出席できない。

防大への進学を一般大学への進学と同じよ

うに考えるのは、世界有数の軍隊を災害救助や国際人道支援の組織のごとく誤認するのに等しい。

なお、一般採用試験にかかる費用は無料で、原則として各都道府県に一か所以上の会場が設けられ、秋に実施されることから、国公立大をめざす生徒の模試として利用されており、これが高倍率、高偏差値の理由となっている(合格者中の入学者の割合は非常に低い)。

二 防大の教育・訓練内容

(1) 防大の教育内容

防大の教育は、文科省下の大学とは全く違う。防大四年間の学生生活の目標を表にしたものが、表1「学生必携・各学年の目標」である。

教育・訓練・学生舎・校友会の四つを柱として、上命下服の軍隊規律の下で「学ぶ」。学生舎は寄宿舎生活であり、校友会はクラ

(3) 学生間指導

学生間指導は、表1「学生必携・各学年の目標」のとおり、上級生から下級生に対して行なわれ、将来の部隊指揮及び業務処理の基礎能力を習得させることを目的としている。要するに、自衛隊の部隊に疑似した活動である。

学生の外出は全て許可制で、違反すると服装規律違反や懲戒処分に関われる。規律違反行為に対しては、大隊・中隊・小隊等のそれぞれにおいて、集団責任が問われる。

なお、防大生の「規律正しい生活」の具体的な内容は、「学生の心得」に詳細に記載されている。

三 「学生間指導」の実態

(1) 調査報告書に例記された事案

防大は、平成二五年と二六年に、保険詐欺事件(卒業生五名が懲戒免職、在校生二三名が懲戒退校)、暴行いじめ事件(八名が刑事告訴を受け、三名が罰金刑。本件の民事裁判が現在福岡地裁で係属中)を起こし、社会的批判を浴びた。これに対し、防大は「社会常識からかけ離れた防大創設以来の重大事案」として、平成二六年一二月に、「学生間指導のあり方」(学生用教育資料)「世界一の士官学校をめざして」平成二七年に向けて「を出して、学生間指導への指導教育を徹底したという。

表1 【学生必携・各学年の目標】

区分	リーダーシップ・フォロワーシップ			
	教育	訓練	学生舎	校友会
1学年	教育基盤の習得	自衛官としての共通事項の習得	模倣(形から)	積極参加
2学年	専門基礎の習得	・各個動作の概ね習得 ・小部隊指揮官法の体験	垂範(1学年に範を示せる)	実力の養成(戦力化)
3学年	専門科目の深化	・各個動作の習得 ・小部隊指揮官法の体験	探究(次期最高学年としての組織的な指導を探索)	実力の発揮(試合での活躍)
4学年	専門科目の発表	小部隊指揮官法の概ね習得	教導(教え導きながら下級生を指導)	牽引

ブ活動である。教育課程は、教養、外国語、防衛学(軍事学)、体育(実技)が必修科目となり、それに専門科目が加わる。

訓練課程は、「自衛隊の必要とする基礎的な訓練事項について錬成」するもので、各学年

全員が同じ訓練を行う共通訓練と、二学年において陸上・海上・航空要員に指定された後に行う専門訓練に区分される。

また、毎週二時間程度実施される課程訓練と年間を通じ集中(一カ月の訓練を一回、一週間の訓練を二回程度)して実施される定期訓練がある。八キロ遠泳、四〇キロ夜間行進、富士登山などが「限界に挑戦」として行なわれている。

(2) 全員が学生隊に組織

防大生は、入学すると、全学生が所属する「学生隊」に組織される。学生隊は、四つの大隊からなり(四つの学生舎に対応)、一個大隊は四個の中隊(各学生舎の四つの階に対応)、一個中隊は三つの小隊で編成されている。この学生隊が、防大における学生生活の基盤になっている。

また、学生が将来幹部自衛官として部隊を指揮し、業務を処理するための基礎能力を体験、研修させ、学生隊の円滑な運営を図ることを目的として、学生隊・大隊・中隊・小隊等に学生長、週番学生、室長等の学生を置いている。これらの学生は、それぞれの任務を行なうために、各指導教官の指導監督のもとに、定められた役割を遂行する。

学生舎の「部屋」は一〜四年生八〜九名で構成され、ここが「学生間指導」のメインになる。

表4 【①殴る ②蹴る ③複数人で囲んで指導 ④消灯後に呼出し ⑤怒号・罵声を浴びせる】

質問	学年	見た	聞いた
①	1	119 (21%)	191 (34%)
	2	200 (49%)	133 (33%)
	3	147 (35%)	217 (52%)
	4	278 (57%)	192 (39%)
②	1	157 (28%)	138 (25%)
	2	175 (43%)	114 (28%)
	3	150 (36%)	155 (37%)
	4	236 (48%)	137 (28%)
③	1	140 (25%)	110 (20%)
	2	156 (38%)	101 (25%)
	3	212 (51%)	181 (43%)
	4	374 (76%)	162 (33%)
④	1	262 (47%)	179 (32%)
	2	273 (67%)	1788 (44%)
	3	263 (63%)	196 (47%)
	4	326 (66%)	180 (37%)
⑤	1	388 (70%)	187 (34%)
	2	21 (5%)	15 (4%)
	3	299 (72%)	216 (52%)
	4	331 (67%)	166 (34%)

表3 【①ロッカー／引き出し等のものを何度も飛ばす、②エアガンで撃つ、③体毛を燃やす ④下級生のミス点数にし、溜まったポイントにより罰ゲームをやらせる、⑤上記行動を動画で撮影し、LINE上に公開する】

質問	学年	やった	やられた	見た	聞いた
①	1	10 (2%)	200 (36%)	150 (27%)	134 (24%)
	2	61 (15%)	179 (45%)	275 (68%)	168 (41%)
	3	91 (22%)	168 (40%)	259 (62%)	170 (41%)
	4	150 (30%)	117 (24%)	308 (63%)	171 (35%)
②	1	0 (0%)	2 (0.4%)	3 (0.5%)	9 (2%)
	2	0 (0%)	32 (8%)	61 (15%)	76 (19%)
	3	1 (0%)	25 (6%)	91 (22%)	148 (35%)
	4	2 (0.4%)	9 (2%)	102 (21%)	67 (14%)
③	1	1 (0.2%)	8 (2%)	12 (2%)	115 (21%)
	2	5 (1%)	49 (12%)	140 (34%)	149 (37%)
	3	5 (1%)	55 (13%)	174 (42%)	216 (52%)
	4	22 (4%)	32 (7%)	192 (39%)	190 (39%)
④	1	1 (0.2%)	67 (12%)	19 (3%)	79 (14%)
	2	0 (0%)	90 (22%)	236 (58%)	149 (37%)
	3	30 (7%)	125 (30%)	273 (65%)	227 (54%)
	4	125 (25%)	116 (24%)	313 (64%)	166 (34%)
⑤	1	1 (0.2%)	3 (0.6%)	3 (0.5%)	21 (4%)
	2	8 (2%)	4 (1%)	60 (15%)	76 (19%)
	3	0 (0%)	10 (2%)	99 (24%)	149 (36%)
	4	4 (0.8%)	6 (1%)	40 (8%)	41 (8%)

表2 【①粗相ポイント制 ②卒業式直前のお礼まいり】

質問	学年	やった	やられた	見た	聞いた
①	1	0 (0%)	152 (26%)	223 (40%)	436 (78%)
	2	42 (10%)	201 (49%)	238 (58%)	268 (66%)
	3	29 (7%)	195 (47%)	347 (83%)	349 (84%)
	4	274 (57%)	256 (52%)	433 (88%)	482 (98%)
②	1	1 (0.2%)	0 (0%)	5 (1%)	201 (36%)
	2	58 (14%)	2 (1%)	103 (25%)	265 (65%)
	3	153 (37%)	38 (9%)	360 (86%)	273 (65%)
	4	90 (18%)	12 (2%)	304 (62%)	478 (97%)

から、学生一
 ったこと
 店に行く
 生は風俗
 複数回行
 な行為を
 の理不尽
 らせる等
 動画を撮
 行かせて
 風俗店に
 腹を踏む
 一気飲み
 の原液の
 カルピス
 学年五名に対し、乾いたカップ麺を食べさせ、

① 平成二五年六月頃、元学生(四学年)は、学生舎の居室が同じ一学年が電話対応、清掃などにおいて不適切な行為があった際に付けていた「粗相ポイント」を精算するとして、一学年五名に対し、乾いたカップ麺を食べさせ、
 ② 平成二五年一〇月一四日、学生(三学年)は、中央観閲式のパレード早朝訓練のため、同室の学生及び学生(一学年)に起こすよう指示したが、当該二名が学生を含む上級生を起さなかったことから、「上級生への気遣いが足りない」として当該二名の顔を拳で一回殴った。
 ③ 平成二五年秋頃、部屋のポットのお湯を交換していなかったことに対する罰として、学生及び学生(一学年)に対し、ズボンと下着を脱ぐように指示し、掃除機で両者の陰茎を吸引し、その後も複数回同様の行為を行った。
 ④ 平成二六年五月六日、学生は、不正外出が発覚した学生に対し、当該不正外出に関して指導していたところ、学生(一学年)に怒り、同日から九日までの間、学生(一学年)に対し、顔を殴る・蹴る、胸ぐらを掴む等の暴行、ベッドや机の机身を散らかす等の「飛ばし」行為などの不適切な指導を行った。
 ⑤ 平成二六年六月上旬、第●中隊の行事として、各部屋の二学年が自己紹介をするに当

校長を委員長に「学生間指導臨時調査委員会」を設置し、平成二八年二月一八日付で「防衛大学校における不適切な学生間指導等に関する調査報告書」を作成している。そこには、次のような生々しい実態が記載されている。

学年)に見張りをさせた上で、学生(二学年)に下半身を露出させ、下腹部にアルコールをかけ、火を点けて火傷を負わせ、その状況を及び学生(一学年)に撮影させ、同室のLINEへ動画を投稿させた。

たり、学生(三学年)は、当時休学中であった学生(二学年)の写真を撮影のように作成し、及び学生(二学年)は、学生をこの撮影の様な写真により紹介した。

その後、学生は撮影のような写真を部屋のホワイトボードに掲示し、学生が写真のまわりのホワイトボードに鳥居を記入するとともに、学生は、この写真を第●中隊二学年全員のSNS(LINE)に投稿し、この写真を不適切と感じた学生(二学年)は、これをスクロールの枠外にしようと、わら人形を含む大量のスタンプをLINEに投稿した。

(2) 全学生アンケート調査

防大は、前記調査委員会の調査にあたり、全学生(二八七四名)から聴き取り調査を行っており、それを「総括指導教官教育(平成二六年八月二八日付)にまとめている。その結果は、想像を絶するものであり、主な内容を紹介する。

(3) 暴力や人権侵害の再生産「工場」

前記表1のとおり、防大は、学生舎における学生間指導を教育の柱にし、四年生は「教導」(下級生を教え導く)、三年生は「探求」(四年生を見習う)、二年生は「垂範」(一学年に範を示す)、一年生は「模倣」(形から)が求められ、指導教官が最上級生である四年生を指導するシステムである。

ところが、表2「①粗相ポイント制」を見ると、四年生のうち二七四名(七七%)が「やった」と回答し、一年生は〇名、二、三年生も極めて少ない。

表3の「④下級生のミス点数にし、溜まったポイントにより罰ゲームをやらせる」では、四年生のうち二二五名(二五%)が「やった」と回答し、三年生は三〇名(七%)、二年生は〇名、一年生が一名である。

同じく表3の「①ロッカー／机の引き出し等のものを何度も飛ばす」では、四年生が一五〇名(三〇%)、三年生が九一名(二二%)、二年生が六一名(一五%)、一年生は一〇名(二%)である。

表4の「①殴る ②蹴る ③複数人で囲んで指導 ④消灯後に呼出し ⑤怒号・罵声を浴びせる」に至っては、ほとんどの学生が「見た」「聞いた」と答え(なぜか「やった」「やられた」という質問がされていない)、暴力が学内の日常風景であることを示している。

こうして、四年生が下級生に対して、暴力行為や人権侵害行為の加害者になっていることが明らかである。そして、このことは、四年生への指導教育責任を負う教官(全部で約三五〇名)の責任の重大さを示している。

四 服務規律違反と懲戒処分の実態

(1) 服務規律違反者一覧と懲戒処分台帳
 筆者は、情報開示請求を行ない、平成一九

表5 【服務規律違反者一覧と懲戒処分台帳】

年度	服務規律違反 件数	懲戒処分						
		件数	学年ごとの数				私的制裁	刑法犯相当
			1	2	3	4		
平成19	79件	36件	2	8	11	15	0件	11件
平成20	89件	39件	1	1	5	32	0件	8件
平成21	130件	69件	11	12	26	20	4件	9件
平成22	84件	89件	12	21	18	38	35件	18件
平成23	145件	59件	20	18	9	12	6件	7件
平成24	98件	36件	5	10	10	11	6件	2件
平成25	138件	66件	5	16	18	27	5件	17件
平成26	167件	48件	6	8	8	26	5件	30件
平成27	157件	91件	14	24	23	30	14件	30件
平成28	49件	17件	1	9	5	2	0件	3件
合計	1136件	549件	77	127	133	213	74件	135件

年度から二八年度まで一〇年の間(平成二八年度は四月から七月までの四ヵ月分)における、防大生の服務規律違反者一覧と懲戒処分台帳を入手することができた。

服務規律違反者には、後に懲戒処分を受けた者の他、「自殺(未遂)」や「行方不明」、「事故」、「私行上の非行の関係者」、被害者、加害者不

明の事案なども含まれる。従って、実際に処分を受けた懲戒処分者より多い。

この両者を比較対照し、年度別に表すと、以下の表5のとおりとなった。

(2) 発生頻度の異常な高さ

服務規律違反は、一〇年間・一一六ヵ月間で、一一三六件に上る。これは、一年に二二〇件、一ヵ月に一〇件の割合で発生し、学校が対応に追われていることになる。概ね平日の二日に一件の頻度である。

防衛大の学生数は、一学年が四五〇名程度であるから、比較的大きな中学校・高校と同規模である。この程度の学校で、これだけ非行事案が多発し、長期間改善されないことが明るみになれば、公立校であれ私立校であれ、監督官庁(文科省又は教育委員会)による監督権行使が行なわれ、学校の存続まで問われない深刻な社会問題となろう。

(3) 非行内容の多様さと深刻さ

しかも内容が深刻である。余りの数の多さと事案の多様さからか、懲戒処分台帳は、「違反コード」番号を付して管理しているほどである(但し、平成二四年まで。平成二五年以降は、違反態様の記載から判断してカウントした)。

私的制裁(その多くは暴力、強迫、強要、

猥褻行為など)と刑法犯相当(横領、詐欺、窃盗、暴行、盗撮、準強姦、強制猥褻、暴力など)の数については、表5の右側欄に記載した。

そうすると、私的制裁が七四件、刑法犯罪相当が一三五件で、合計二〇九件となり、懲戒処分全体の三八%を占める。悪質さの程度が常識を超えている。

(4) 悪循環の確立

懲戒処分者五四九人を学年別に見ると、一年生七七名、二年生一二七名、三年生一三二名、四年生二一三名となっている。高学年になるほど懲戒処分者が増え、四年生が一番多く、全体の三九%を占める。

前記(3)で述べたとおり、防大は、各学年ごとの目標を定め(表1)、学生間指導を通じて達成することになっている。しかしながら、四年生が最も服務規律違反・懲戒処分者が多いということは、一年生がそれを「模倣」し、全く逆の循環が確立していると言わざるを得ない。

(5) 改善の兆候すら見られないこと

防大は、平成二三年には、服務規律違反が一四五件、懲戒処分者が五八件と激増した。折しも当時、学校教育の現場での体罰やいじめ自殺、職場でのパワーハラスメントやそれによる精神疾患などが大きな社会問題になっていた。そこで、防衛省は平成二五年三月四日、以下の内容の通達を発し、「施設等機関の

長」たる防衛大学長を通じて周知徹底した。

「昨今、教育の場などでの体罰や苛めなどが社会問題となっているが、自衛隊において、暴行や強迫が許されないことは言うまでもなく、職務上の指導などとして下位の階級にある隊員に対して職務権限を超えて又は逸脱して不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為についても私的制裁として厳に禁じていることについて、各隊員が肝に銘じるとともに、監督者は部下隊員に対して徹底すること。」

しかし、服務規律・懲戒処分事案の発生状況は変わらず、平成二五年が一三八件・六六件、平成二六年が一六七件・四八件、平成二七年が一五七件・九一件と、平成二八年も僅か四ヵ月で四九件・一七件と、全く減っていない。

かような経緯を見ると、防大が、本当に「社会常識からかけ離れた防大創設以来の重大事案」として認識に立って改善努力をしてきたのか、全く疑問であり、本当は、「悪弊」などではなく、容認している(ダブルスタンダード)と言わざるを得ない。

五 大量の入学辞退者・中退者・任官拒否者

(1) 着校者に対する任官者の割合は三分の二、防大の入試に合格した者は、入学式の一週間前に学生舎に入り(これを「着校」と言う)、初めて学生舎の「学生間指導」に接し、入学式に向けた訓練を行なう。この一週間の間に「こ

んなはずでなかった」「やっていけない」と辞退する者が数一〇名、その後卒業までに中退する者も数一〇名、卒業時に任官辞退する者も数一〇名に上り、結局、着校者に対する任官者の割合は三分の二程度である。

以上を、六〇期(平成二四年入学、同二八年卒業)でみると、次のようになる。

定員 四八〇名
合格者 一四六〇名(定員の三倍)
着校者 五五五名(合格者の三八%)
入学者 五〇二名(入学辞退者五三名)
中退者 七九名
卒業生 四一九名
任官辞退 四七名
任官者 三七〇名(着校者に対する任官者の割合六六・六%)

(2) 大きな理由はいじめや嫌がらせ

仮に入学しても、中退者が非常に多い。自分で判断し円満に退学できればよいが、防衛大の教育・訓練や学生舎生活に耐えきれなくなり、学生舎を飛び出して行方不明になったり、精神を病む者が多い。

部隊から逃げ出すことを自衛隊では「脱柵」と呼び、服務規律違反としては、「正当な理由のない所在不明」がこれに該当する。「脱柵」は服務規律違反一一三六件中、四二件もあり、その中には、発見されたが死亡が確認されたという記載もある。

他にも、自傷行為・縊死・薬物死(平成一九

年)、自殺未遂(平成二〇年)、自殺・自傷行為(平成二三年)、縊死・自殺未遂二件・自傷行為(平成二四年)、自傷行為二件・急性薬物中毒・自殺疑い(平成二五年)、自殺未遂二件(平成二六年)、自殺未遂(平成二八年)と、深刻な事件・事故が毎年のように起きている。

生活に必要な一切の費用を国が出し、身分を保障し、「徳操を磨き、人格の陶冶に努める」(学生の心得)に教育機関において、これほどの「脱落者」を生むのは異常である。軍人として「精強さ」に欠ける者を次々と篩(ふるい)に掛けていこうに見える。かかる実態は、国民に知られざる防大の「闇」の部分である。

六 自衛隊を憲法に書き込むことの意味

政府自民党は、憲法九条に、新たに「国及び国民の安全を保つための必要最小限度の組織」として自衛隊の存在を書き込むという。もしこれが実現すると、防大は、自衛隊組織の一つとして、しかも唯一の幹部養成機関として、憲法上の地位を与えられることになる。前述してきた実態の防大に、このような特別の地位を与えてよいのか。かれらに日本の平和と国民の人権を守ることを委ねてよいのか。私たち国民は真剣に考えなければならぬ。